

平成 30 年度政策評価結果の政策への反映状況

令和 2 年 6 月
金融 庁

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策（平成31年4月19日、令和元年7月31日、令和2年1月14日、2月20日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	株式報酬に係る開示規制の見直し	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等が公布・施行された（令和元年6月公布、7月施行）。</p>
2	大口信用供与等規制に関する見直しについて	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等が公布・施行された（令和元年10月公布、令和2年4月施行）。</p>
3	取引時確認が必要となる仮想通貨交換業者の取引の敷居値の引下げ	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」について、所要の経路を経て公布・施行する予定。</p>
4	ダークプール取引の透明化等に向けた対応	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について、所要の経路を経て公布・施行する予定。</p>
5	金融サービス仲介業に係る制度整備	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和2年3月）。</p>
6	決済に関する規制の見直し（2件）	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和2年3月）。</p>

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（令和元年8月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	投資法人に係る税制優遇措置の延長	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人に係る税制優遇措置の延長について税制改正要望（令和元年8月）を行った結果、本特例措置の適用期限を3年間延長するこ</p>

		とが、令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた。
2	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果を踏まえ、投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置について税制改正要望（令和元年8月）を行った結果、投資法人等が合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、その投資法人等が納付した外国法人税の額とみなして、投資法人等の配当等に係る二重課税調整の対象とする等の措置が令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p>
3	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果を踏まえ、銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置について税制改正要望（令和元年8月）を行った結果、本特例措置の適用期限を3年間延長することが、令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p>

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和元年8月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本政策 I 施策 I-1】 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>「金融機関等検査経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」、「苦情・相談等の分析及びモニタリング活用経費」及び「顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた調査に必要な経費」の令和2年度予算要求(422百万円)を行い、政府予算案に計上(263百万円)された。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標(既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施)を見直すとともに、新たな指標(自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施)を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「利用者を中心と</p>

				<p>した新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」(令和元年8月策定)(以下、「実践と方針」という。)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大手銀行グループに関しては、①グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築、②クレジットサイクルの転換を見据えた対応、③ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化、を中心にモニタリングを行った。 ○ 国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面や金融仲介機能を十分に発揮する観点から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等の視点から、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促した。例えば、有価証券運用に関する環境変化に対応できるよう、関係する業界とも連携しながら、経営陣によるより一層のリスクガバナンスの発揮(収益目標や運用方針の明確化を含む)や、リスクテイクに見合った有価証券運用・リスク管理態勢の強化、運用態勢を踏まえた外部機関の知見活用の必要性等について、地域金融機関と深度ある対話を行うことにより、有価証券運用態勢の高度化を促した。また新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促した。 ○ 大手証券会社グループについて、持続可能なビジネスモデルの構築、実効性のあるコンプライアンス態勢及び顧客の利益を尊重した業務態勢の構築といった課題への対応を含め、適切な経営戦略の策定・推進を支えるガバナンス機能の発揮について、社外役員を含めて経営陣や支店長、営業担当者などの営業現場との深度ある対話を中心にモニタリングを実施した。 ○ 保険会社について、財務の健全性を確保するため、各社における経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化を促しつつ、保険会社を取り巻くリスクの変化や、これに対応した保険会社の行動をフォワードルッキングに分析し、機動的なモニタリングを行った。 ○ ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、低金利環境下における資産運用の多様化及びそれに応じた
--	--	--	--	---

				リスク管理の高度化等の取組みの進捗状況について確認した。
2	<p>【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-2】</p> <p>健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の令和2年度予算要求（8百万円）を行い、政府予算案に計上（8百万円）された。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を計9回開催し、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について検討を行った。 ○ 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った。 ○ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進めた。
3	<p>【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-3】</p> <p>金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費」、「地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」及び「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」の令和2年度予算要求（64百万円）を行い、政府予算案に計上（43百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和2年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における金融仲介機能の促進に向けた体制整備：主任地域金融調査官1名、地域金融調査官1名、課長補佐1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり測定指標の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標を見直し、(金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた金融仲介機能の発揮と健全性確保の両立、ガバナンス機能の向上に向けた取組みを促進)を新たな主要目標として設定した。 ○ 測定指標（地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化）を設定した。

			<p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、平成30年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、モニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関と対話を行った。 ○ 経営者の確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を行った。 ○ 新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促した。 ○ 「地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けたパッケージ策」を新たに取りまとめ、「実践と方針」において明らかにし、その施策として、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化や事業承継等を円滑に実施するための議決権保有制限の緩和や、地域商社への5%超の出資を可能にするなどの、業務範囲に関する規制緩和や人材育成や良質な顧客向けサービスの提供に取組みやすくなるよう、人事ローテーション等に関する監督指針の規定の改正を行った。 ・円滑な事業承継を促す観点から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、周知・広報を行った。また、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合（4類型）」を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定し、主要行等及び地域銀行に対し、自主的な開示を促した。 ・経営とガバナンスの実効性の向上に資するよう「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」を令和2年3月に策定・公表した。 ・他の金融機関向け出資に係る制限（ダブルギアリング規制）の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、令和2年3月に告示等を見直した。
--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関の地域企業に対する支援能力を強化するため、地域経済活性化支援機構においては、地域金融や地域企業への専門家派遣、日本人材機構を通じた経営人材の紹介、さらに地域金融機関等と連携し、地域活性化ファンドの共同運営や設立・運営サポートといった人材・ノウハウ支援に重点的に取り組むこととしており、地域金融機関における両機構の活用を促した。 ○ 「地域課題解決支援室」及び「生産性向上支援チーム」の活動を通じて、財務局と連携を強化しながら、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献していく取り組みを新たに実施した。
4	<p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-1】</p> <p>利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	相当程度 進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」、「NISAに関する広報等経費」、「金融知識普及施策のためのパンフレット作成経費」等の令和2年度予算要求（76百万円）を行い、政府予算案に計上（36百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和2年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融経済教育や家計の安定的な資産形成の推進のための体制整備：課長補佐1名、係長1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の事前分析表を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標「高齢社会における金融サービスのあり方の検討状況」を削除した。 ○ 測定指標「利用者の利便を向上させるための取組み状況」について、達成目標を一部変更した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、金融機関の取組状況のモニタリングにおいては、特に外貨建保険等の販売額が増加している商品について、営業現場における顧客宛提案等の実態や本部における管理の状況の検証を行った。 ○ 成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援して観点から、NISA制度の恒久化（延長）・利便性向上に向けた税制改正要望を行い、つみたてNISAの5年延長等の措置が認められた。 ○ 障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みとして、令和元年度も引き続き、各金融機関に対し

				<p>てアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、業界団体との意見交換会において、各金融機関へ対応を要請した。</p> <p>○ 各地の学校に対し、平成30年度に引き続き、金融庁・財務局の職員を派遣し出張授業を行った。今後、金融経済教育を「面」的に展開するために、金融庁が、金融経済教育に取り組んできた金融中央広報委員会をはじめとする関係者と連携していくことに加え、財務局においても、各都道府県の金融広報委員会や地域の教育機関等、金融経済教育に関する関係者とのネットワーク構築に新たに取り組んだ。</p>
5	<p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸付自粛制度の推進に必要な経費」、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」及び「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」の令和2年度予算要求（41百万円）を行い、政府予算案に計上（40百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和2年度機構・定員要求を行った。</p> <p>○ 改正資金決済法等に対応するための体制整備：主任統括検査官1名、特別検査官1名、課長補佐1名</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の関係法令の整備を実施した。</p> <p>○ 暗号資産交換業者を巡る諸課題や暗号資産を用いた新たな取引に対応するための制度の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（令和元年5月成立、同年6月公布）を受け、政令等の整備のための検討を行い、パブリックコメントに付した（令和2年1月）。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標としていた「法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の実施状況」に関する事務事業を基本政策Ⅰ施策Ⅰ-1へ統合した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <p>○ 保険会社等については、商品審査の段階から従来以上に、商品の狙い・見込み顧客層、保険募集管理</p>

			<p>等の態勢整備の状況を確認すべく「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているか、ガバナンス、人的構成等について適切な態勢整備がなされているかという観点からモニタリングを実施した。また、保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置適用業者の監督に当たっては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、対応を求めている。 ○ 日本郵政グループ <ul style="list-style-type: none"> ・かんぽ生命及び日本郵便に対しては、保険商品販売に係る不適切事案の根本原因の究明及び営業目標・インセンティブのあり方、コンプライアンスを遵守するカルチャーの醸成、適切な実態把握に基づく経営陣によるリーダーシップの下でのガバナンスの発揮状況等について検証するため、立入検査を実施した。検査結果等を踏まえ、3か月間の一部業務停止命令及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出した。 ・日本郵政に対しては、保険持株会社としての実効的な統括・調整機能を発揮するためのグループガバナンス態勢の構築などを含む業務改善命令を発出した。 ・ゆうちょ銀行に対しては、投資信託販売に関し、郵便局を含めた現場レベルにおける高齢者の勧誘や適合性の確認等、顧客本位の業務運営の状況についてモニタリングを実施した。 ○ 暗号資産 <ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産交換業者に対しては、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、事務ガイドラインを改正し（令和元年8月）、業者に求められる体制整備等の内容を明確化する等の対応を行った。また、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施した。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について厳正な登録審査を行った。 ・無登録で暗号資産交換業を行っていた者19先に対して照会書を発出し（平成31年4月～令和2年3月）、うち3先には警告書を発出するとともに、社名等を公表した（令和元年6月、12月、令和2年1月）。
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施した（平成31年4月）。 ・各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（令和元年9月）を実施する等、国際的な連携を強化した。 ○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（令和元年6月、2年1月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や業務改善に資する取組み等について議論を行った。 ○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組みを促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施した。 ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップした。 ・ギャンブル等依存症対策基本法の施行も踏まえ、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（平成31年4月閣議決定）に則し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進めた。このほか、多重債務問題懇談会等を通じた貸し手・借り手の状況の実態把握を行うとともに、多重債務発生予防のための金融経済教育等を推進した。 ○ 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月から令和2年3月までの間、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度及び犯罪被害者等支援事業についてインターネットに掲載し、広く一般国民に向けて周知を行った。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 ・預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意
--	--	--	--

				<p>喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（令和元年8月）。 ・特に、メールやショートメッセージを用いたフィッシングにより、顧客のIDやパスワードを不正に入手する手口が巧妙化・多様化しているインターネットバンキング不正送金被害について、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組み状況について検証するとともに、セキュリティ対策向上のため、金融機関の取組みを促した。また、当庁ウェブサイトにおいて被害発生状況や主な手口を公開し、利用者に対し注意喚起を行った。 ○ 無登録業者等に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・無登録で金融商品取引業を行っていた者49先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表し、令和2年2月より公表内容についてTwitterにおいて情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を強化した。加えて、裁判所への申立てを3件実施した。
6	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-1】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>引き続き推進</p>	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「証券取引等監視経費（証券取引審査経費）」、「インターネット巡回監視システム運用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」、「証券取引等監視経緯（課徴金調査等経費）」、「証券取引等監視経費（犯則調査経費）」「デジタルフォレンジック関連システム運用経費」、「検査等一般事務費」の令和2年度予算概算要求（269百万円）を行い、予算措置（218百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和2年度機構・定員要求を行った。</p>

			<p>○ 改正資金決済法等（金融商品取引法改正含む）に対応する体制を整備：統括検査官 1 名、統括調査官 1 名、特別検査官 1 名、証券検査官 1 名、証券調査官 1 名。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果及び金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、以下のとおり測定指標の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「タイムリーな市場管理、監視手法や着眼点等の改善」を、「タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施」及び「市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討の実施」に分割 ・「迅速・効率的な取引調査の実施」、「迅速・効率的な開示検査の実施」、「課徴金制度の適切な運用」、「海外当局との連携」を「迅速・効率的な検査・調査の実施」に統合 ・「市場規律強化に向けた取組」のうち、海外当局に関する取組を「グローバルな市場監視への貢献」として設定 ・「市場規律強化に向けた取組」のうち、海外当局以外の関係者に係る取組や、「対外的な情報発信の実施」を「市場関係者との連携による市場監視機能の強化」として統合 ・「市場監視における IT の活用及び人材の育成」を「IT の活用」と「人材の育成」と分割 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新体制の発足を踏まえた今後の活動方針を「証券取引等監視委員会 中期活動方針(第 10 期)」として公表した。 ○ 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行ったほか、深度ある調査・分析に取り組んだ。 ・新しい商品・取引の出現等、市場で起こっていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、市場監視の手法や着眼点等の改善に向けて検討を進めた。 ○ 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極
--	--	--	---

				<p>的に活用し、検査・調査を迅速・効果的に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等も積極的に活用しつつ、実態を解明し、適切な法執行を行った。 ・重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対応した。 <p>○ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけでなく、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図った。 ・引き続き、証券監督者国際機構（IOSCO）等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力の在り方等の議論への貢献などを通じて、国際的な協力関係を深めた。 ・自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で連携を図っていくことにより、全体としての市場監視機能の強化に努めた。 <p>○ IT の活用（SupTech）及び人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進。また、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組んだ。
7	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「有価証券報告書等電子開示システム経費」「企業財務諸制度調査等経費」「懲戒処分経費」「課徴金制度関係経費」「公認会計士等検査経費」「試験実施経費」の令和2年度予算要求（1,364百万円）を行い、政府予算案に計上（1,347百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和2年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査の信頼性確保に向けた取組みに伴う、企業開示課課長補佐1名（公認会計士企画担当【令和元年度までの時限措置】）の3年間の期限延長 ○ 公認会計士・監査審査会事務局長の充て職の常勤化 ○ 監査法人等に対する検査体制を強化するため、公認会計士監査検査官1名 <p><法令・制度の整備・改正></p>

			<p>評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成30年6月）に基づき、ルールへの形式的な対応に留まらない経営戦略やリスクなどの記述情報の開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、「記述情報の開示の好事例集」を更新するとともに、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」を公表した（令和元年11月、12月）。 ○ 企業会計審議会の議論を踏まえ、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にさせる観点から、IFRS任意適用企業の有価証券報告書における日本基準とIFRSとの差異の継続的な開示を廃止するため、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和2年3月）。 ○ 企業会計基準委員会において、時価算定会計基準等が公表されたことを受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和2年3月）。 ○ 通常とは異なる監査意見等に関する説明・情報提供の充実に係る監査基準の改訂を踏まえ、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和元年12月）。 ○ 監査報告書の透明化に係る監査基準の改訂を受け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等が改訂された（令和元年12月）ことを踏まえ、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和2年3月）。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券報告書における経営戦略等の記述情報の充実に係る項目が令和2年3月期から適用されることから、その円滑な実施に向けた取組みとして、経営者等に対して講演会を実施した（平成31年4月～令和2年3月）。また、主に上場企業を対象に「記述情報の開示の充実に向けた研修会」を一部実施し、当該資料を金融庁ホームページに掲載した（令和2年3月）。 ○ 監査法人の独立性確保のための取組みとして、欧州における監査法人のローテーション制度導入後の
--	--	--	---

				<p>状況について調査を行った「第一次報告」後の状況変化等も踏まえつつ、国内関係者へのヒアリング等を中心にさらなる調査を進め、その結果を「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」として公表した（令和元年10月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度に着手するEDINETのシステム再構築について、金融庁のシステムにおけるリーディングケースとなるべく、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法の導入について金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行った。 ○ 監査法人等の監査品質向上に向け、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢が実効的なものとなっているか検証した。 ○ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況の確認を行った。 ○ 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めたときには、金融庁に処分等の勧告を行った。 ○ 公認会計士・監査審査会がモニタリングにより把握した状況については、分かりやすい情報提供を行った。 ○ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への支援、IFIARにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したIFIARへの積極的な貢献を行う等、グローバルな監査品質向上や各国の監査監督当局との連携強化に取り組んだ。 ○ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの一環として、公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、大学生・高校生向けの講演を実施した。
8	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」「コーポレートガバナンスの推進に係る事業費」「英語発信力強化のための経費」「ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費」「世界の主要国際金融センター等における競争力強化に係る調査研究等事業費」「FinTechサポートデスクの対応の高度化・</p>

整備			<p>効率化に係る経費」「資産運用業の高度化事業経費」「フィンテックに関する相談業務に係る経費」の令和2年度予算要求（139百万円）を行い、政府予算案に計上（107百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通り令和2年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合取引所の実現にあたり必要な調整・モニタリング体制整備のため、課長補佐1名、係長1名 ○ 資産運用高度化へ向けた体制を強化するため、資産運用高度化室の設置、資産運用管理官1名、資産運用調整官1名、課長補佐2名、係長2名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の議論を踏まえ、スチュワードシップ・コードの改訂の方向性や、コーポレートガバナンス改革において残された課題などについてとりまとめた意見書（「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」）を公表した（平成31年4月）。 ○ 本意見書及び「成長戦略フォローアップ（2019年）」（令和元年6月閣議決定）を踏まえ、スチュワードシップ・コードの再改訂に向け、令和元年10月から12月にかけて「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を全3回開催した。本検討会で議論されたスチュワードシップ・コードの改訂案については、令和元年12月から令和2年1月までパブリックコメントに付された。これらの意見等を踏まえ、令和2年3月にスチュワードシップ・コードの再改訂版を公表した。 ○ 契約締結前交付書面等については、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面交付に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正に係るパブリックコメントの募集を行った（令和2年1月）。 ○ 総合取引所の実現については、日本取引所グループ（JPX）と東京商品取引所（TOCOM）が経営統合に向けた基本合意書に締結し、令和2年度の可能な限り早期に総合取引所を実現することが示されたことを受け、金融庁では、商品関連市場デリバティブ
----	--	--	--

			<p>取引の対象となる商品を指定する金融庁長官告示を公布した。(上記の基本合意に基づき、JPXがTOCOMの発行済み株式を対象とする公開買付け (TOB) を実施し、TOCOMを完全子会社化した (令和元年11月)。)</p> <p>○ 店頭FX業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレステストの内容を定める金融商品取引業協会規則の告示指定 (令和元年7月公布、令和2年1月施行) ・ 取引データの保存・報告を求めるための金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正 (令和元年6月公布、8月施行) 及び取引データの保存・報告の内容を定める協会規則の告示指定 (令和元年12月公布、令和3年4月施行) <p>をそれぞれ実施した。</p> <p>○ 株式等の決済期間短縮化については、上場株式・上場投資信託 (ETF)・REIT等の取引のT+2化 (約定日から2日後決済) が実施された (令和元年7月)。</p> <p>○ 店頭デリバティブ取引に関して、国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について円滑な清算を可能とする規定の整備を内容とした「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(令和元年5月成立、同年6月公布)を受けて、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等(案)」に関するパブリックコメントの募集を行った (令和元年10月)。</p> <p>○ 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するため、政令及び告示の改正に係るパブリックコメントを実施した (令和2年3月)。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アセットオーナーのスチュワードシップ活動の後押しに向けた取組みとして、企業年金向けの講演を実施した (全4回、400名程度が参加)。また、企業年
--	--	--	---

				<p>金等へのヒアリングも継続して実施した。</p> <p>令和2年3月時点でスチュワードシップ・コードを受け入れている280の機関投資家のうち、企業年金は35基金（平成31年3月時点で14基金であったところ、21基金増加。うち1基金は規約型）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外運用会社における運用力強化に向けた取組み事例を踏まえ、大手投資運用業者やグループ親会社との間で、目指す姿やそれを実現するための具体的な計画等についてのモニタリングを通じ、各社における運用力強化に向けた業務運営体制の確立を推進した。 ○ 金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、日本への拠点開設を検討する海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談について、東京都の相談窓口やプロモーション活動等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに9社の業登録が完了した。 ○ 投資運用業をはじめとした金融商品取引業の登録手続や登録要件に関する情報を提供し、金融商品取引業者の新規参入の円滑化を図ることを目的として、新たに、「投資運用業等登録手続ガイドブック」を日本語、英語の双方で公表した。 ○ 東京証券取引所の市場構造のあり方について、令和元年5月より、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、上場会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造の見直しに関して6回にわたる議論を行い、同年12月に、市場区分の見直し等の方向性を示した報告書を取りまとめた。 ○ 円LIBORから代替指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と緊密に連携しながら、日本円ターム物RFR金利の構築及び将来の算出・公表に向けた準備等、市場全体としての取組みを促した。
9	<p>【横断的施策1】 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」「アカデミアとの連携強化に必要な経費」「ブロックチェーン技術を活用した金融取引に関する共同研究経費」「Fintechをめぐる戦略的対応経費」の令和2年度予算要求（237百万円）を行い、政府予算案に計上（180百万円）された。</p>

			<p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和2年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断的な決済法制の検討・推進のため、課長補佐1名、係長1名 ○ 地域金融機関等のサイバーセキュリティ強化に向けたモニタリング企画のための体制整備のため、係長1人 ○ 金融機関のITガバナンス及びシステムモニタリング担当として、主任統括検査官1人、専門検査官1人 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の関係法令の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加等の措置を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立(令和元年5月公布・施行)。 ○ 金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出(令和2年3月)。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価結果を踏まえ、目標が達成されたため、測定指標(オンラインで完結する本人確認方法に係る制度の検討状況)を削除した。 ○ 評価結果を踏まえ、測定指標について新たな目標(データ利活用に向けた取組み)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融デジタルイゼーション戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関のデータ利活用を阻害しないよう留意しつつ、監督指針を横断的に改正し、個人データの第三者提供に係る監督上の着眼点を明確化した。 <p>また、金融機関のサイバーセキュリティ対策の実効性向上に向け、業界横断的に東京オリパラ大会に向けたサイバーセキュリティに関する対応状況を確認し、サイバーセキュリティ対策の強化を促した。更に、金融機関のITガバナンスの機能発揮</p>
--	--	--	--

			<p>に向け、令和元年6月に公表した「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」に基づき、ITの戦略的利活用の取組状況について、実態把握を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月に設置した「FinTech Innovation Hub」の「多様なフィンテックステークホルダーとの対話から見えた10の主要な発見 (Key Findings)」(令和元年9月公表)を踏まえ、「AI・データ活用」「ブロックチェーン」「API」「ビジネス革新」の4分野を重点的にヒアリングする等、情報収集・支援機能の強化を行った。FinTechサポートデスクにおいて、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、事業実施の支援を行うとともに、FinTech実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、庁内に組成した担当チームによる継続的な支援を行ったほか、新たな実証実験に関する相談に対応した。また、これらについて、新たに、地方・東京のフィンテック企業等の集積地に金融庁職員が足を運ぶ出張相談を2回実施した。 RPAの対象業務の拡大や、新しいLANシステムの導入、職員PCの小型軽量化、全課室への無線LAN等の業務基盤整備を通じて、テレワークやペーパーレス化といった業務改革を推進した。また、金融機関から、監督上必要なデータの提出を受ける際に用いるシステムについて、より効率的かつ効果的な情報の収集・蓄積等を図る観点から、金融機関にニーズ等のヒアリングを実施した。 「フィンテック・サミット」等の開催を通じて、我が国におけるフィンテック・デジタルイノベーションの進展の状況を国内外に発信するとともに、海外当局とのフィンテック推進に向けた協力枠組みを強化した。また、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、当局、技術者、学識経験者等の幅広いステークホルダーによる相互理解を深め、協調のあり方を探求する「Blockchain Global Governance Conference (BG2C)」オンラインパネル討論を令和2年3月に開催した。さらに、こうした取組を通じて、ブロックチェーンに関する新しい国際ネットワーク「Blockchain Governance
--	--	--	---

				Initiative Network (BGIN)」が設立された。
10	<p>【横断的施策2】 業務継続体制の 確立と災害への 対応</p>	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「自然災害による被災者の債務整理 支援に必要な経費」、「個人債務者の私的整理に係る支援 に必要な経費」、「被害者支援策に係る周知広報等に必要 な経費」の令和2年度予算要求（26百万円）を行い、政府 予算案に計上（30百万円）された。 ※復興庁において一括計上された分を含む。</p> <p><その他の反映状況> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府防災訓練への参加に加え、金融庁業務継続計 画の実効性を検証・確認するために、職員の安否確 認訓練、参集訓練、及び金融庁災害対策本部の設置・ 運営訓練等を関係機関と連携して実施した。 ○ 金融業界全体として横断的に業務継続体制の確 保を図るため、金融機関等と合同で訓練を実施し たほか、金融機関等の業務継続計画の整備状況等 について、アンケート等を通じて検証した。 ○ 令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年房総半島 台風及び令和元年東日本台風による災害に対して、 日本銀行と連携し、金融機関に対して「金融上の措 置」の要請を実施。また、復旧・復興に向けた自然災 害ガイドラインの説明会の開催、金融機関における 被災者支援の取組みのフォローアップを実施し、被 災者へのきめ細かな支援を促進。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融 庁業務継続計画を踏まえ、職員の感染防止に努め るとともに、金融機関に対する事業者の資金繰り支援 などの要請及び金融機関の取組みに係るヒアリン グ、金融機関等との取引に関する相談ダイヤルの開 設、事業者支援策の広報等を実施。
11	<p>【横断的施策3】 その他の横断的 施策</p>	目標達成	改善・見 直し	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「国際開発金融機関協力経費」、「新 興市場国等を対象にした金融行政研修に必要な経費」、 「アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業に 必要な経費」、「グローバル金融連携センター経費」及び 「気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対 応に必要な経費」の令和2年度予算要求（363百万円）を 行い、政府予算案に計上（313百万円）された。</p> <p><機構・定員要求> 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和2年度定員要求 を行った。</p>

			<p>○ サステナブルファイナンスや技術革新の進展に関する国際的な議論への参画強化に向けた体制整備：課長補佐3名、係長2名</p> <p>○ マネロン・テロ資金供与対策に関する金融機関の管理態勢強化に向けた体制整備：金融証券検査官3名</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <p>○ 平成31年4月、金融機関の実効的な態勢整備を図る観点から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改訂した。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、新たな測定指標（許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <p>① 世界共通の課題の解決への貢献</p> <p>○ 国際的な議論への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G20議長国として、金融市場の分断、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題（プライオリティ）として設定し、具体的な提案や各国との調整を行い、関連国際会議の議長を務めるなどした上で、令和元年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）及び首脳会議（於：大阪）に成果を提出した。 ・当庁の金融国際審議官が金融安定理事会の常設委員会の一つである、規制監督上の協調に係る常設委員会の議長に就任した。 <p>○ 残された国際的な金融規制改革項目への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進めた。 ・保険監督者国際機構における、国際的に活動する保険グループを対象としたモニタリング期間のための国際資本基準（reference ICS Version 2.0 for the monitoring period）の開発及び合意（令和元年11月）に貢献した。 <p>○ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月、日本取引所グループと共催で
--	--	--	--

			<p>TCFDに関するシンポジウムを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TCFDコンソーシアムによる、令和元年10月の「TCFDサミット」の開催や「グリーン投資ガイドダンス」の公表等をサポートした。 ・ 各国当局・金融機関等へのヒアリング及び気候変動リスクに係る官民勉強会の開催等を通じ、気候変動リスクに係る知見の蓄積を進めた。 ・ Network for Greening the Financial System（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）における議論にも積極的に参画した。 <p>○ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想資産に関するFATF基準の採択（2019年6月）を受けて設立された、FATF政策企画部会傘下のコンタクト・グループの共同議長に当庁が就任し、業界との対話及び基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリングにおいて、主導的な役割を果たした。 ・ 令和元年8～9月、新聞、テレビ等による政府広報を実施した。 ・ 実態調査結果等に応じてモニタリングを実施し、金融機関等の管理態勢の底上げを促進した。令和元年10月、モニタリング等を通じて把握した金融機関等の対応状況等を取りまとめた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題（令和元年9月）」を公表した。 ・ 金融機関との意見交換会や、マネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、関係機関等との情報連携を行った他、金融機関等向けにマネロン・テロ資金供与対策について講演を63回実施した。 <p>② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化</p> <p>○ 米欧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英国のEU離脱について、英欧当局と想定されるリスク等について様々な場で意見交換を行いつつ、本邦金融機関が円滑に対応できるように働きかけた。 ・ EUとは令和元年10月に日EU合同金融規制フォーラム、スイスとは令和元年12月に日スイス財務金融協議を開催し、経済・金融に関する幅広いテーマについて意見交換を行った。 ・ 欧州・単一破たん処理委員会との間で、銀行の破たん処理の分野での協力に係る書簡交換を行
--	--	--	--

				<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ連邦金融監督庁との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行った。 <p>○ アジア・新興国等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中証券市場協力の一環として、平成31年4月には第1回日中証券市場フォーラムを中国・上海で開催したほか、令和元年6月には日中ETF相互上場が実現した。 ・令和元年11月、日本・中国・韓国の金融監督当局によるハイレベル会合を東京にて開催し、各当局の最近の金融監督上の諸課題について意見交換を行った。 ・ミャンマーに対して、「保険セクター支援計画」（平成30年6月策定）の「進捗報告書」を手交（令和元年11月）したほか、日系保険会社6社の営業免許取得が実現した。 ・ベトナム、マレーシア、及びインドネシア等の金融当局との協力強化のため、副大臣などハイレベルで協議を実施した。 ・ブラジル中央銀行との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行った。 ・グローバル金融連携センター（GLOPAC）においては、研修プログラムを1回実施した。また、過去に受け入れた研究員とのネットワーク強化のほか、大学等とも連携した。 <p>③ 規制・制度改革等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可等の審査プロセスについて、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有を行うことにより、審査の迅速化等に新たに取り組んだ。また、平成30年11月より実施している金融機関へのアンケート結果を踏まえ、金融庁・各財務局等において、窓口対応の改善等に取り組んだほか、引き続きアンケートを行い、その対象業種を広げた。 ・規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改正やシステム改修等について新たに検討を進めた。 <p>④ 金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバナメント中長期計画」に基づき、重点項目として掲げた「ITガバナンスの強化」等に向けた体制
--	--	--	--	--

				<p>整備、「効率的・効果的な行政運営」等の取組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策の推進について、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化の検討を進めたほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図った。
12	<p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策1】 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p>	目標達成	改善・見直し	<p><事前分析表> 評価結果を踏まえ、以下のとおり、測定目標の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年10月に職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）が設置されたことから、新たに（政策オープンラボの実施）を設定した。 ○ 学術的成果の金融行政への更なる活用を目的として、（アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備）を設定した。 <p><その他の反映状況> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンスの改革 <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議を実施し、金融行政として取り組むべき重要な課題等について議論を行った。 ・検査・監督等の金融行政の質の向上の観点から、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施した。 ○ 総合政策機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30事務年度における金融行政の実績と令和元事務年度における金融行政の方針を取りまとめ「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」を策定した（令和元年8月）。 ○ 金融当局・金融行政運営の改革 <ul style="list-style-type: none"> ・組織再編を踏まえ、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能の強化に向けた取組みとして、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充するため、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の取組み（政策オープンラボ）を実施した。 ○ 金融技術の発展を受けた対応 <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究成果の庁内へのフィードバック <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ウェブサイト上に掲載した7本のディスカッション

				<p>ョンペーパーについて、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得ることなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。</p> <p>2. 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を、計41回（通算では445回）開催（職員の参加者数は最大150名、平均79名）。会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 ・平成31年4月以降、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会（金融経済学勉強会）を庁内にて計12回開催した。 ・学術的成果の金融行政への更なる活用を目的として、アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備を新たに実施した。
13	<p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策2】 検査・監督の見直し</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年6月に「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表した。 ○ 令和元年6月に「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を公表した。 ○ 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を、パブリックコメントの結果を踏まえ、令和元年12月に公表した。 <p>また、検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施し、令和元年6月に、「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等を公表した。</p>
14	<p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策3】 金融行政を担う人材育成等</p>	目標達成	改善・見直し	<p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな測定指標（職員満足度調査の結果を踏まえた局・課室ごとの課題の特定、改革目標の設定、取組状況の「見える化」の実施状況）を設定した。

				<p>○ 測定指標（上司が部下にきめ細かく目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備のほか、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況）の見直しを行い、新たな測定指標（職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境整備のほか、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取り組みを実施した。</p> <p>○ 少人数グループ幹事会</p> <p>優先度の高い重要課題に対する議論を深化させるとともに、職員の意見の具現化を図る観点から、現場の意見を吸い上げ、幹部と直接意見交換をする仕組み（少人数グループ幹事会）を新たに設置した。</p> <p>○ 局・課室ごとの改革</p> <p>新たに、局・課室ごとに課題を特定し、改革目標を設定した。</p>
--	--	--	--	---

表4 規制を対象として評価を実施した政策（令和元年5月7日、5月31日、6月17日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公開買付規制の見直し	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
2	大量保有報告規制の見直し	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
3	金融業の機能の強化に係る規制の見直し	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
4	国際的な規制の基準に適合した規制の見直し（3件）	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。

5	AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
6	インサイダー取引に関連する規制の見直し	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。